

(2026年5月1日発行)

# 「薬剤師生涯学習研修記録」 (研修手帳) での 認定薬剤師の取得手順

一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構

# 注意事項

- 本資料は「薬剤師生涯学習研修記録」（研修手帳）を用いた認定薬剤師の申請方法について記載しています。
- 「薬剤師生涯学習研修記録」（研修手帳）は2026年4月30日を以て既に販売を終了しました。研修手帳をお持ちでない方は「高度生涯学習認定システム（以下、ALECS）」による電子申請をご利用ください。

# 目次

## 01. 単位の取得

## 02. 研修記録の作成

## 03. 新規の認定申請

- ① 認定薬剤師評価基準について
- ② 申請期間
- ③ 申請手順について
- ④ 認定証の発行について

## 04. 更新の認定申請

- ① 認定薬剤師評価基準について
- ② 申請期間
- ③ 申請手順について
- ④ 認定証の発行について

# 01. 単位の取得

■認定薬剤師の単位を取得するには以下の方法があります。

## ①当機構主催の研修で単位を取得する

### ・単位取得方法

当機構HPの「公開講座ご案内」から各研修にお申込みください。

研修を修了し単位を取得してください。

## ②他団体主催の研修で単位を取得する

- ・「薬剤師認定制度認証機構」より認証された「生涯研修プロバイダー」が実施する認定研修で、研修を受講し受講証明書(シール等)を取得してください。

## 02. 研修記録の作成

■以下の注意事項をよく読んで記録を作成してください。

- 研修手帳の項目はすべて記載してください。誤りや空欄がある場合には修正が必要となります。
- 「各種申請書類等」ページに掲載している「薬剤師研修手帳フォーマット (xlsx)」を利用して記録を作成することも可能です。ダウンロードして記載後、薬剤師研修手帳に貼付してください。
- 当機構が主催した研修の単位シールを使用する場合は、研修手帳の貼付欄に貼って提出してください。
- 当機構が主催した研修の単位をALECSで取得した場合にはシールの貼付欄に「ALECS」と記載してください。
- 当機構が主催した研修以外の受講証明書を使用する場合で受講証明書がシールの場合は、研修手帳の貼付欄に貼って提出してください。シール以外の場合は貼付せず提出書類に同封してください。

# 03. 新規の認定申請

## ①認定薬剤師評価基準について

■以下の認定薬剤師評価基準を満たしていることを確認してください。

### ・新規申請における認定薬剤師評価基準

(1) 認定薬剤師の認定には、以下の要件を満たしていること。

新規の認定に必要な単位は40単位以上とし、研修期間は、最初の研修単位取得日より起算して4年間以内とする。ただし、申請年度を除き毎年5単位以上取得すること。なお、認定薬剤師研修を受講し認定に必要な単位を取得できるのは、以下の場合とする。

①研修受講時に薬剤師名簿登録番号が確認できること。

②研修受講時に薬剤師名簿登録番号が取得できていない場合は、国家試験合格日から90日以内を限度とし、薬剤師国家試験合格証の写しをもって代替できるものとする。

# 03. 新規の認定申請

## ①認定薬剤師評価基準について

(2) 単位数の制限等を下記の通り規定する。

①オンデマンド研修およびE-ラーニングでの取得単位（当機構および他プロバイダー発給単位含む）について

- ・申請における1日の単位上限を設けない。
- ・申請における単位上限を設けない。

②学会等での複数日にわたって行われる研修について、申請における1日の単位取得上限は4単位とし、当該期間における単位取得上限は9単位とする。

③個別課題研修での取得単位について

- ・申請における年間の単位上限は、原則3単位までとする。（※単位の取得には制限を設けない）

④上記①, ②, ③の規定に該当しない他のプロバイダーで発給された単位について

- ・原則すべて有効とし、制限は設けない。

# 03. 新規の認定申請

## ①認定薬剤師評価基準について

### (3) 単位取得の証明があること

- ・認定を受けようとする者の単位取得の証明は、受講証明書（シール等）を貼付した当研修機構発行の研修手帳により行うことを原則とする。
- ・講習会などへの参加実績の記録はこの研修手帳に当研修機構指定の受講証明書（シール）を貼付し、研修記録に該当する項目をすべて記載することにより行うことを原則とする。

# 03. 新規の認定申請

## ② 申請期間

■ 申請期間は、認定申請に必要な単位数を取得した日の翌日から原則3ヶ月以内とします。

# 03. 新規の認定申請

## ③申請手順について

■以下の手順に従って申請をしてください。

(1) 認定申請料 (11,000円 (税込)) を以下の口座に振り込む。

銀行名

みずほ銀行(0001)

支店名

内幸町営業部(111)

口座番号

普通口座 1516361

口座名義

イッパンシャダンハウジンイオン・ハピコムジンザイソウゴウケンシュウキコウ

# 03. 新規の認定申請

## ③申請手順について

(2) 各種申請書類等のページで配布している「認定薬剤師「新規」申請書」に記載事項を記入し、認定申請料の振込用紙のコピーを申請書の裏面に貼付してください。

※会員企業は別途会員企業用の申請書を用意している場合があります。

(3) (a) ~ (d) の書類を送付してください。

(a) 当研修機構指定の申請書

(b) 研修手帳

(c) 薬剤師免許証の写し

(d) 振込用紙のコピー（申請書の裏面に貼付）

送付先

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオン・ハピコム人材総合研修機構事務局

# 03. 新規の認定申請

## ④ 認定証の発行について

■認定基準を満たしていると審査された場合、本人に審査結果を通知し、「認定証」を発給します。認定証の発給はALECSで実施します。ご自身でご印刷をお願いいたします。認定証の紙での送付はありません。認定の日付は原則として申請日となります。

■認定の期限を更新するには、更新の認定に必要な単位を取得する必要があります。申請日以降に取得した単位の研修記録の作成はALECSで行って下さい。

ALECSの詳細な操作方法是当機構HPの認定取得手順およびALECS・I-SO操作マニュアルをご確認ください。

# 04. 更新の認定申請

## ① 認定薬剤師評価基準について

■以下の認定薬剤師評価基準を満たしていることを確認してください。

### ・更新申請における認定薬剤師評価基準

(1) 認定薬剤師の認定には、以下の要件を満たしていること。

更新の認定に必要な単位は、30単位以上を取得しなければならない。ただし、毎年5単位以上取得すること(※1)。次回の更新

(3ヶ年)は認定期間満了日翌日から起算する。なお、認定日以前に取得した単位は次回更新の単位には充当できない(※2)。

※1 やむをえない事由により研修が困難になった場合の措置が適用されている方は、毎年5単位以上取得することの条件を適用しません。

※2 3講座で1単位のEラーニングで取得した単位に、認定期間外の講座を含む場合も単位に充当できません。

# 04. 更新の認定申請

## ① 認定薬剤師評価基準について

(2) 単位数の制限等を下記の通り規定する。

① オンデマンド研修およびE-ラーニングでの取得単位（当機構および他プロバイダー発給単位含む）について

- ・ 申請における1日の単位上限を設けない。
- ・ 申請における単位上限を設けない。

② 学会等での複数日にわたって行われる研修について、申請における1日の単位取得上限は4単位とし、当該期間における単位取得上限は9単位とする。

③ 個別課題研修での取得単位について

- ・ 申請における年間の単位上限は、原則3単位までとする。（※単位の取得には制限を設けない）

④ 上記①, ②, ③の規定に該当しない他のプロバイダーで発給された単位について

- ・ 原則すべて有効とし、制限は設けない。

# 04. 更新の認定申請

## ①認定薬剤師評価基準について

### (3) 単位取得の証明があること

- ・認定を受けようとする者の単位取得の証明は、受講証明書（シール等）を貼付した当研修機構発行の研修手帳により行うことを原則とする。
- ・講習会などへの参加実績の記録はこの研修手帳に当研修機構指定の受講証明書（シール）を貼付し、研修記録に該当する項目をすべて記載することにより行うことを原則とする。

# 04. 更新の認定申請

## ② 申請期間

■ 申請期間は、原則として認定期間満了日の3ヶ月前から認定期間満了日の3ヶ月後までとします。

# 04. 更新の認定申請について

## ③申請手順について

■以下の手順に従って申請をしてください。

(1) 認定申請料 (11,000円 (税込)) を以下の口座にお振込みください。

銀行名

みずほ銀行(0001)

支店名

内幸町営業部(111)

口座番号

普通口座 1516361

口座名義

イッパンシャダンハウジンイオン・ハピコムジンザイソウゴウケン  
シュウキコウ

# 04. 更新の認定申請について

## ③申請手順について

(2) 各種申請書類等のページで配布している「認定薬剤師「更新」申請書」に記載事項を記入し、認定申請料の振込用紙のコピーを申請書の裏面に貼付してください。

※会員企業は別途会員企業用の申請書を用意している場合があります。

(3) (a) ~ (e) の書類を当機構へ送付してください。

(a) 当研修機構指定の申請書

(b) 研修手帳

(c) 薬剤師免許証の写し

(d) 振込用紙のコピー（申請書の裏面に貼付）

(e) 認定証のコピー

送付先

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオン・ハピコム人材総合研修機構事務局

# 04. 更新の認定申請について

## ④認定証の発行について

■認定基準を満たしていると審査された場合、本人に審査結果の通知し、「認定証」を発給します。認定証の発給はALECSで実施します。ご自身でご印刷をお願いいたします。更新の日付は認定期間満了日の翌日となります。

■認定証の期限を更新するには、更新の認定に必要な単位を取得する必要があります。更新の日付以降に取得した単位の研修記録の作成はALECSで行って下さい。

ALECSの詳細な操作方法是当機構HPの認定取得手順およびALECS・I-SO操作マニュアルをご確認ください。